

○財務省告示第百八十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十二年度の初日から平成二十二年四月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年五月三十一日

財務大臣 菅 直人

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十二年度の初日から平成二十二年四月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇トン
二	〇トン
三	〇トン
四	四〇一トン
五	〇トン

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
一トン	三七トン	五〇四トン	四、八二一トン	二六四トン	五〇トン	九、五六七トン	一三〇、〇四七トン	一三三三、二三五トン	六、〇三三トン	二二八トン	一二五トン	一、四三一トン	〇トン	一・二五トン	〇トン

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一
三七トン	〇トン	一四二トン	七四トン	〇トン	五トン	二七六トン	二三三トン	二、四三五トン